住友商事株式会社「(仮称)能代・三種・男鹿沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対 する意見について

令和元年9月27日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)能代・三種・男鹿沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」について、住友商事株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

# 1. 計画概要

場 所: 秋田県能代市、山本郡三種市及び男鹿市の沖合

・原動力の種類: 風力(洋上)

·出 力:最大540,000kW

# 2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 7月 9日
環境大臣意見受理	令和元年 9月20日
経済産業大臣意見	令和元年 9月27日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、常泉電話03-3501-1742(直通)

住友商事株式会社「(仮称)能代・三種・男鹿沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対 する意見

# 1. 総論

### (1)対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」 という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の 重大性の程度を整理し、反映させること。

## (2)関係機関等との連携

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)は、秋田県が一般海域における洋上風力発電の促進を目的として設定した候補海域(以下「候補海域」という。)を参考に設定されているが、その一部は候補海域を越える海域まで拡張されていることから、特に候補海域外の計画については、秋田県等との協議・調整を十分に行い、更なる検討を進めること。

# (3)累積的な影響

想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続が終了若しくは手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

# (4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## (5)最新の知見の反映

基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在並びに工事中及び供用中の水中音の発生による海生生物等への影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、本事業の実施の検討に当たって、最新の知見及び先行事例の知見の収集に努めること。

#### 2. 各論

# (1)風車の影に係る影響

想定区域の近傍には、多数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備が設置される場合には、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

# (2)鳥類に対する影響

想定区域の周辺には、重要野鳥生息地(IBA)である八郎潟及び小友沼が存在しており、 ガン・カモ類及びハクチョウ類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業 の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な 影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等から の助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環 境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

#### (3)海生生物に対する影響

想定区域及びその周辺の一部は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年4月環境省)に選定されており、本事業の実施により、藻場等に生息・生育する海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、工事中における水の濁り等により、藻場等の海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

# (4)景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された男鹿 国定公園が位置し、同国定公園の公園計画に位置づけられている「入道崎」等の眺望点が 存在しており、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸 念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要 な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、 垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、そ の結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。